


## 第 5 部



# いじめについて 学校と共に考える 「保護者プログラム」

いじめ防止対策を一層推進するためには、学校が、保護者、地域社会と共に手を取り合い、日常からのパートナーシップ、双方向の関係を築いていくことが重要です。また、子供が安心して相談できる環境を構築するためには、子供のSOSを出す力を育むことに加え、子供の不安や悩みを十分に聴き受けることのできる大人を増やすという視点も必要です。（「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」上巻9ページ「いじめ防止の取組を推進する6つのポイント」のポイント5「保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る《保護者との日常からの信頼関係に基づく取組の推進》」参照）

その際、学校がいじめ問題に対して、どのように考え、どのような体制で、どのように取り組むのか、つまり、「学校は何をするのか」を保護者に分かりやすい言葉で「伝わる」ように示し、保護者が「協力しよう」という意識や意欲をもてるようにすることが大切です。



このようなねらいの達成に向け、様々な立場の教職員に保護者会等で御活用いただけることを目指して、本プログラムを開発しました。特に、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に重点を置き、一つのプログラムを短い時間で実施したり、時期や時間に応じて組み合わせて活用したりできるように工夫しています。各校の状況に合わせて御活用ください。

また、本プログラムは、学校の取組が「伝わる」ように、自校の取組や状況に合わせて加筆・修正して活用していただくことで、教職員の自校の「学校いじめ防止基本方針」に対する理解を深め、いじめ防止に関する授業や児童・生徒の取組について改めて評価する機会にもなります。実施に向けた準備の場を教職員の意見交換の場として活用していただくことも期待されます。

## 《いじめ問題対策委員会からの提言》

### （４）教職員間の情報共有を大切にしよう。

教職員一人一人が持っている情報を提供しただけでは、共通理解に至らない。どのような行為がいじめに当たるのか、どのような行為を許してはならないのか、どのような対応が適切なのかなど、一人一人が納得できる意見交換の場を大切にしよう。

（「第3期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会 答申」令和2年7月31日）

## 更なる活用に向けて

第5部「保護者プログラム」及び第6部「地域プログラム」を御活用いただけるよう、東京都教職員研修センター Web ページに、以下の資料を掲載しています。各学校で加筆・修正の上、御活用ください。

- 1 スライド資料（原稿付き）
- 2 配布資料
- 3 事後アンケート



## 年間を見通した「保護者プログラム」の活用時期例（全校種）

4月	5月	6月	7月	8月	9月
保護者会 (全体) プログラム1 プログラム3			保護者会 (学年) プログラム2 プログラム5		
10月	11月	12月	1月	2月	3月
保護者会 (学年) プログラム4		保護者会 (学年) プログラム4			保護者会 (全体) プログラム1

## 「保護者プログラム」の構成

プログラムの項目とねらい
<p><b>1 学校いじめ防止基本方針</b></p> <p>《ねらい》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校いじめ防止基本方針の内容や学校いじめ対策委員会の役割、いじめの定義についての理解を深める。</li> </ul>
<p><b>2 いじめの早期発見</b></p> <p>《ねらい》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子供がいじめの被害者にも加害者にもなり得ることを理解し、子供が発するいじめのサインを見抜き、適切に対応できるようにするとともに、発見した場合は適切な相談窓口を活用できるようにする。</li> </ul>
<p><b>3 相談しやすい環境づくり</b></p> <p>《ねらい》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校には、いじめをはじめ、子供について気になることや困っていることを相談できる窓口が多様にあることを知る。</li> <li>○ 学校以外にも相談窓口があることを知る。</li> </ul>
<p><b>4 いじめへの対処</b></p> <p>《ねらい》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事例を基に、いじめが発生した際の対処法について、いじめられた側の保護者、いじめた側の保護者双方の立場から考えることを通して、いじめ問題に対する理解を深める。</li> </ul>
<p><b>5 インターネット上でのいじめ</b></p> <p>《ねらい》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ インターネット上でのいじめへの具体的な対応方法について理解を深める。</li> </ul>

保護者1 学校いじめ防止基本方針

ねらい

- 学校いじめ防止基本方針の内容や学校いじめ対策委員会の役割、いじめの定義についての理解を深める。

活用場面等

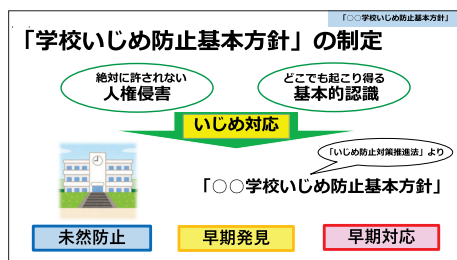
活用場面	担当者
保護者会（全体）	校長、副校長、生活指導主任

取組の内容例（20分）

	主な取組	実施上の留意点
10分	1 プログラムの主旨を説明する。  2 いじめの定義や現状について伝える。	○ 学校いじめ防止基本方針について、説明することを伝える。  ○ いじめに対する正しい共通理解が図れるよう、クイズ形式で簡単な質問をする。 ○ 保護者が、終始聞きやすい雰囲気づくりを心掛ける。 ○ いじめに関する最新の法規に基づき、いじめの定義について確認する。 ○ いじめは、どの学校どの子供にも起こり得るため、未然防止の対策や、早期発見の意識が必要であることを伝える。
10分	3 学校いじめ防止基本方針について説明する。  4 学校と家庭が連携することの大切さについて確認する。	○ 学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見について具体的な取組を説明する。また、児童・生徒の主体的な取組も紹介する。  ○ 学校いじめ防止基本方針を基に、家庭での具体的な取組を確認する。

実施にあたっての資料（配布資料等）

- 「学校いじめ防止基本方針」
  - 「いじめ防止対策推進法」「いじめ防止基本条例」（都、区市町村）※保護者の責務等
  - 「『どうしたの？』一声かけてみませんか ～子供の不安や悩みに寄り添うために～」
  - ◎スライド資料
  - ◎配布資料
  - ◎事後アンケート
- 東京都教職員研修センター Web ページに編集可能なデータを掲載



## 「知らせる」のみならず、「伝わる」努力

### ◆ 保護者との効果的な連携

「平成30年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」（令和2年2月18日東京都教育庁）では、保護者会や学校便り、ホームページ等で、自校の学校いじめ防止基本方針の内容について周知するなど、保護者等との共通理解を図る取組を推進することの必要性も示されています。

#### ○ 学校いじめ防止基本方針の公表

「学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた」と回答した学校は、いずれの校種も全体として100%です。

#### ○ 学校のいじめの防止の取組に係る保護者等への周知

「学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、年度当初の保護者会や学校便り、ホームページ等で、法の趣旨・内容やいじめの定義、学校いじめ防止基本方針の内容を周知した」とする学校は、全体として96%（小学校：97%、中学校：97%、高等学校：86%、特別支援学校：89%）です。

一方、令和2年度 東京都教職員研修センター「いじめについての意識調査」（保護者）の結果を見ると、学校のいじめ防止基本方針の内容を「知っている」、「どちらかと言うと知っている」と答えた保護者は、全体の20%程度（全体：5.4%・15.5%、小学校6.2%・14.7%、中学校：5.0%・17.0%、高等学校2.4%・14.3%、特別支援学校：10.5%・21.1%）に過ぎません。また、「学校から説明を受けたもの」については、8割以上の保護者が知っていると回答した内容もありますが、いじめ防止年間計画や重大事態への対処、教職員それぞれの役割については、どれも1割程度にとどまっており、いじめに関する問題が起きたときに、学校がどのように対応するのか具体的に理解できていない状況にあると言えます。

【学校から説明を受けたもの】（保護者・校種別・複数回答可）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
いじめ防止に関する基本的な考え方	87.7%	87.4%	89.8%	100.0%
いじめ防止のための組織	28.1%	26.9%	22.4%	33.3%
いじめ防止年間計画	11.2%	11.4%	4.1%	16.7%
いじめの未然防止	41.5%	40.7%	38.8%	50.0%
いじめの早期発見	46.2%	46.7%	40.8%	66.7%
いじめを認知した場合の対応	36.2%	31.1%	30.6%	50.0%
重大事態への対処	14.6%	15.0%	12.2%	33.3%
関係機関との連携	21.5%	15.0%	20.4%	33.3%
教職員それぞれの役割	11.5%	15.0%	12.2%	16.7%

「学校からの発信を保護者や児童・生徒がどの程度理解しているか」、「どのように受け止めているか」、「学校と保護者、児童・生徒の受け止めとの間に乖離がないか」という視点から、学校からの周知の在り方を見直すことが重要です。

## 保護者2 いじめの早期発見

### ねらい

- 子供がいじめの被害者にも加害者にもなり得ることを理解し、子供が発するいじめのサインを見抜き、適切に対応できるようにするとともに、発見した場合は適切な相談窓口を活用できるようにする。

### 活用場面等

活用場面	担当者
保護者会	生活指導主任、学年主任、学級担任

### 取組の内容例（20分）

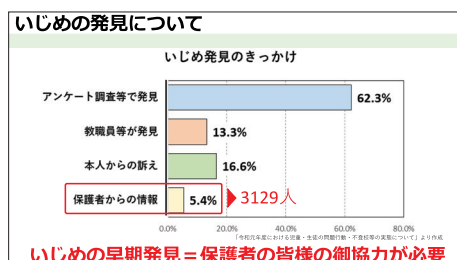
	主な取組	実施上の留意点
3分	1 いじめの定義や現状について確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「いじめ防止対策推進法」第2条1項に基づき、いじめの定義を確認する。</li> <li>○ いじめと判断する行為が、広範囲なものになってきた背景も確認する。</li> <li>○ いじめを受けたときの相談状況は、スライド資料の補足として配布資料も併せて確認し、重要なポイントを確認できるようにする。（配布資料参照）</li> <li>○ 無意識にいじめの加害者になってしまふことや、いじめがどの子供にも起こり得ること、子供たちをいじめの被害者にも加害者にもしたくないことを伝える。</li> </ul>
7分	2 チェックリストを活用し、子供の状況を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめの早期発見には、子供の状況を普段から把握することが重要であることを伝える。</li> </ul>
10分	3 いじめ問題の解消に向けた学校の体制と対応例を紹介する。  4 学校の他に相談できる各種機関を紹介する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 速やかに、学校に連絡してほしい旨を伝える。</li> <li>○ いじめの解決に向けて、保護者と一緒に対応を考えていくことを強調する。</li> <li>○ 学校以外の機関にも相談できることを伝える。</li> </ul>

### 実施にあたっての資料（配布資料等）

- 「いじめ防止対策推進法」「いじめ防止基本条例」（都、区市町村）※保護者の責務等

- ◎スライド資料
- ◎配布資料
- ◎事後アンケート

東京都教職員研修センター Web ページに編集可能なデータを掲載



## 「SOSを出しやすい存在」「安心して相談できる人」

### ◆ 相談できる大人を増やす

「平成30年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」（令和2年2月18日 東京都教育庁）によれば、いじめられた児童・生徒の相談状況は、いずれの校種においても、「学級担任に相談」が最も多くなっています（小学校：89.3%、中学校：81.2%、高等学校：73.1%、特別支援学校：70.3%）。次に多いのは、小・中学校では「保護者や家族等に相談」（小学校：15.3%、中学校：18.2%）、高等学校と特別支援学校では「学級担任以外の教職員に相談」（高等学校：28.9%、特別支援学校：21.6%）となっています。

一方、「誰にも相談していない」事例が1,893件（3.6%）あることが明らかとなっています。（小学校1,697件：3.8%、中学校184件：2.8%、高等学校11件：5.5%、特別支援学校1件：2.7%）。

また、令和2年度 東京都教職員研修センター「いじめについての意識調査」（児童・生徒）では、「いじめをされている時、された時に、誰かに相談したか」を尋ねました。

その結果、「誰にも相談しなかった」と回答した児童・生徒は、小学校で32.5%、中学校で44.5%、高等学校で50.3%、特別支援学校で23.7%となっており、先に示した調査の結果を大きく上回る結果となっています。

教職員は、いじめられても「誰にも相談していない」児童・生徒が、いまだに多く存在していることを重く受け止める必要があります。

### ◆ 「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料」の活用

東京都教育委員会が平成29年度に開発し、都内公立学校に配布した「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料」は、自殺対策の専門家等による協議を踏まえ、子供が不安や悩みを抱えたときに身近にいる信頼できる大人に相談することの大切さなどについて学ぶことができるよう開発したDVD教材です。

このDVD教材を活用した人々たちから、次のような声が寄せられています。

- ・児童・生徒 「誰かに相談してよいということが分かった。」  
「先生など周囲の大人が、自分たちのことを心配してくれていることが伝わった。」
- ・教職員 「相談する児童・生徒が増えた。」  
「指導しやすかった。負担が少ない。」
- ・保護者 「家庭でもじっくりと子供の話を聞くようにしたい。」

各種調査結果が示すように、児童・生徒にとって、SOSを出しにくい実情があるということをしつかりと踏まえておく必要があります。子供のSOSを出す力、受け止める力を育むことに加え、子供の不安や悩みを十分に聴き受けることのできる大人を増やすという視点も必要です。

子供にとってSOSを出しやすい環境を作るためには、子供一人一人を取り巻く大人自らが、子供から信頼される大人、子供にとって声を掛けやすい大人になるよう、努めることが重要です。教職員はもとより、保護者、地域等に対しても、このようなプログラムを通じて「子供がSOSを出しやすい存在になろう」、「子供が安心して相談できる人になろう」と呼び掛けていくことが大切です。

## 保護者3 相談しやすい環境づくり

### ねらい

- 学校には、いじめをはじめ、子供について気になることや困っていることを相談できる窓口が多種にあることを知る。
- 学校以外にも相談窓口があることを知る。

### 活用場面等

活用場面	担当者
保護者会（学校、学年）	司会 管理職または司会教員 生活指導主任を中心に、担任等関係教職員

### 取組の内容例（20分）

	主な取組	実施上の留意点
2分	<p>1 子供のことで気になっている、困っていると思われることを挙げ、保護者の関心と問題意識を喚起する。（司会）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">                     (例)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習についていけているか。</li> <li>・学年相応に成長しているか。</li> <li>・友達と仲良くできているか。</li> <li>・いじめられていないか。</li> </ul> </div> <p>2 子供のことを学校に相談してよいこと、学校に相談してほしいことを伝える。（司会）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめに限定すると、重く受け止めたり無関心になったりする可能性があるため、話題を広めに設定する。</li> </ul>
15分	<p>3 学年の担任が自己紹介をする。（各担任、一人1分程度）</p> <p>4 担任以外の教職員が自己紹介をする。（各教職員、一人2分程度）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">                     (想定される教職員)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活指導主任</li> <li>・養護教諭</li> <li>・特別支援教育コーディネーター</li> <li>・スクールカウンセラー</li> <li>・スクールソーシャルワーカー 等</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談窓口は担任が基本であるが、担任以外の教職員に相談してもよいことを伝える。</li> <li>○ 氏名と役職だけでなく、保護者がイメージをもてるよう、具体的に話す。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">                     (考えられる自己紹介の内容)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロフィール</li> <li>・相談日時</li> <li>・相談場所</li> <li>・申込方法</li> <li>・活動内容や相談内容</li> <li>・相談は無料であること（SSW 等）</li> <li>・相談内容の秘密は守られること</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 具体的にイメージをもたせること、直接メッセージを伝えることが大切であるため、教職員はできる限り参加する。</li> <li>○ 冒頭に挙げた話題は、誰に相談するとよいのかを明確に伝える。</li> </ul>



1分	5 学校以外にも相談窓口があることを紹介する。(司会)	○ 全てを学校に相談しなければならないといった強い印象を和らげるようにする。
2分	6 いじめや悩みを解決できる子育て環境には、学校と家庭・地域の協力が必要であることを伝える。(司会)  7 学校の相談窓口について、保護者から質問があれば回答する。(該当教職員)	○ 保護者の協力が大切であることを改めて強調する。

**実施にあたっての資料 (配布資料等)**

- スライド資料
- 配布資料
- 事後アンケート

東京都教職員研修センター Web ページに編集可能なデータを掲載

**1 気になることがありますか？**

学習

友人関係

成長

いじめ

相談してよいのかな？

**実施に当たっての確認事項**

— 令和2年度 東京都教職員研修センター 「いじめについての意識調査」より—

**より実効性のある教育相談体制の構築**

**◆ 教育相談体制の充実**

「平成 30 年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」(令和2年2月18日東京都教育庁)によれば、「スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った」とした学校は、全体の99.1%(小学校:100%、中学校:100%、高等学校:100%、特別支援学校:69.4%)となっています。また、「教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った」とした学校は、全体の100%です。

これに関連して、令和2年度 東京都教職員研修センター「いじめについての意識調査」(保護者)の結果からも、「学校の『いじめ』の未然防止や早期発見、早期解決のための取組として、知っているもの」として、「スクールカウンセラーによる面接」は、全体で42.9%(小学校:39.9%、中学校:48.6%、高等学校:41.3%、特別支援学校:31.6%)となっています。また、「学校の『いじめ』の防止・解決のために、保護者として取り組もうと思うこと」として、「学校に相談する」が全体で88.4%、「スクールカウンセラーに相談する」が52.3%となっており、学校の教育相談体制の充実や、学校以外の相談窓口の周知や広報の成果と言えます。

今後とも、学校の教育相談体制を充実させるとともに、学校内外の誰(どこ)に相談できるのかについて、児童・生徒、保護者に、繰り返し周知していく必要があります。

一方、「『いじめ』に関わる相談機関として、東京都いじめ相談ホットラインやヤング・テレホン・コーナー、相談ほっとLINE@東京、こたエールなど学校以外の相談機関があることを知っているか」については、「知っている」は全体で45.5%、「名前を聞いたことはある」は全体で38.1%、「知らない」は全体で15.6%となっています。

保護者会等の機会に、このような相談機関も積極的に紹介することで、児童・生徒だけでなく、保護者も多様な相談窓口につながりやすくなることでしょう。

## 保護者4 いじめへの対処

### ねらい

- 事例を基に、いじめが発生した際の対処法について、いじめられた側の保護者、いじめた側の保護者双方の立場から考えることを通して、いじめ問題に対する理解を深める。

### 活用場面等

活用場面	担当者
保護者会（学年、学級）	学年主任、担任

### 取組の内容例（15分）

	主な取組	実施上の留意点
4分	1 いじめの定義について説明する。 2 学校の取組について紹介する。	○ 配布資料等を活用して、いじめ防止対策推進法等にも触れる。 ○ 「学校いじめ防止基本方針」に基づく活動の様子を、可能であれば写真等で紹介する。
10分	3 事例について説明し、登場する児童・生徒の保護者の立場で、自分ならどう対処するか、参加者に考えてもらう。	○ いじめられた側の保護者、いじめた側の保護者双方の立場で考えるよう促す。 ○ 各立場で考える部分では、状況に応じてグループで検討し、代表者が発表する等、参加人数に合わせて柔軟に対応する。 ○ 参加者やグループの発表を行う際には、受容的に聞くよう促す。
1分	4 保護者に「子供がSOSを出しやすい存在」となるよう呼び掛ける。 5 学校をはじめとする緊急時の連絡先を紹介する。	○ 東京都教育委員会作成のリーフレット（右頁参照）を活用し、「子供がSOSを出しやすい存在」となるよう、保護者に周知する。 ○ 学校をはじめとする緊急時の連絡先を紹介し、必要に応じて相談先を選択し、相談するよう伝える。

### 実施にあたっての資料（配布資料等）

- 「『どうしたの?』一声かけてみませんか ～子供の不安や悩みに寄り添うために～」

- スライド資料
- 配布資料
- 事後アンケート

東京都教職員研修センター Web ページに  
編集可能なデータを掲載

#### プログラムの流れ

- 1 いじめとは何か
- 2 学校の取組
- 3 事例～一緒にお考えください～
- 4 保護者の皆様へお願い

## 保護者との協力関係づくりについて

### ◆「いじめ」があった時の学校の対応の在り方

令和2年度 東京都教職員研修センター「いじめについての意識調査」（保護者）では、「学校で『いじめ』があった時、学校がどのような対応をしているか知っているか」を尋ねました。その結果は、次の表のとおりです。

【学校で「いじめ」があった時、学校がどのような対応をしているか知っていますか。】  
（保護者・複数回答可）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
いじめられている子供の話を聞く	59.7%	55.8%	53.6%	84.2%
いじめている子供の話を聞く	89.1%	85.5%	86.7%	89.5%
いじめられている子供の家庭を訪問する	11.8%	10.4%	13.7%	15.8%
いじめている子供の保護者と話をする	29.6%	25.8%	25.3%	31.6%
周囲の子供の話を聞く	34.4%	34.5%	33.1%	63.2%
学級・学年・全校で集会を開く	10.9%	15.7%	18.4%	15.8%
保護者会を開く	11.3%	10.9%	15.0%	5.3%
スクールカウンセラーと協力して解決を図る	25.3%	26.6%	28.7%	31.6%
管理職が教育委員会に報告する	9.7%	8.9%	8.5%	15.8%
学校評議員や地域の方へ報告・連絡をする	3.4%	3.3%	1.7%	5.3%
関係機関と協力して解決を図る	6.5%	6.2%	4.4%	26.3%
分からない	35.2%	37.9%	38.9%	10.5%

いじめやいじめが疑われる事象が発生した場合、学校では、「いじめられている子供の話を聞く」、「いじめている子供の話を聞く」、「周囲の子供の話を聞く」等、様々な対応をしていますが、その具体的な対応の在り方について、「分からない」と答えた保護者の割合が、全ての校種の合計で3割を超えています。112ページに記載のプログラムを保護者会等で実施し、学校がどのような対応をしているのかについて紹介することで、理解を促すことが大切です。

また、保護者会での話題として取り上げることで、保護者同士がコミュニケーションをとり、保護者間の連携を深めていくことも期待されます。

### ◆保護者向けリーフレットを用いた情報提供

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、通常とは異なる様々な不安を多くの子供たちが抱えていることが考えられます。このような状況を踏まえ、学校、家庭、地域の連携による「子供が安心して相談できる環境」の構築を目指し、令和2年9月、東京都教育庁指導部・地域教育支援部は、保護者向けリーフレット「『どうしたの？』 一声かけてみませんか ～子供の不安や悩みに寄り添うために～」を作成しました。

このリーフレットは、コロナ禍に限定せず、日常的に活用できる内容になっています。

詳細は、「いじめ総合対策【第2次・一部改定】上巻 P108～109「3 教育相談（6）子供の不安や悩みの受け止め方に関する保護者向けリーフレット」を御覧ください。



# 保護者5 インターネット上でのいじめ

## ねらい

○ インターネット上でのいじめへの具体的な対応方法について理解を深める。

## 活用場面等

活用場面	担当者
保護者会、道徳授業地区公開講座	教員

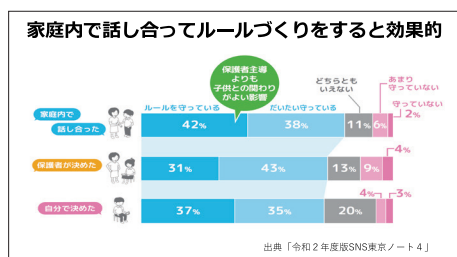
## 取組の内容例（15分）

	主な取組	実施上の留意点
6分	1 インターネット上のトラブルについて、どのようなものがあるか確認する。 2 子供に起きやすいトラブルの一つである「悪口・いじり」について事例を挙げて確認する。 3 「SNS東京ルール」等、学校（学区）での取組、「SNS家庭ルール」について確認する。 4 「SNS東京ノート（活用の手引）」P33～35に基づき、ネット上に不適切な情報が掲載された場合の対応について確認する。	○ 学校（学級）の実情を踏まえて事例を紹介することが望ましい。 ○ 事例から、ふとしたこと、悪気のないことでもトラブルにつながることを確認する。 ○ 東京都教育委員会、区市町村教育委員会として、インターネット上のいじめ防止に向けて取り組んでいることを伝え、理解を求める。 ○ 「SNS家庭ルール」を作るよう啓発する。 ○ 児童・生徒がルールを守る意識を高めるためには、相互に話し合って決めることが有効であることについて、データを示して説明する。 ○ 困ったときの相談先を紹介する。 ○ インターネット上のいじめにつながるトラブルは、学校が把握しづらいことについても触れ、保護者による協力の重要性を確認する。
8分	5 「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」といった視点から、どのように対応すればよいか協議をしよう。	○ 話し合ったことについて発表するなどして共有を図る。
1分	6 いじめにつながるトラブルがあった場合は、学校に連絡することを確認する。	○ 全体会の終了後、個別に対応する時間を設けるなどして、質問に答える。

## 実施にあたっての資料（配布資料等）

- スライド資料
- 配布資料
- 事後アンケート

東京都教職員研修センター Web ページに編集可能なデータを掲載



## インターネットや携帯電話と「いじめ」との関わり

### ◆ インターネットや携帯電話を使ったいじめや悪口などのトラブル

令和2年度 東京都教職員研修センター「いじめについての意識調査」（保護者）の結果によれば、全体の58.4%（小学校：55.5%、中学校：62.8%、高等学校：59.7%、特別支援学校：52.6%）が「インターネットや携帯電話を使ったいじめや悪口などのトラブルの見聞きしたことがある」と回答しています。また、「インターネットや携帯電話のメール等の使い方が、いじめの原因や背景になることがあると思うか」を聞いたところ、「そう思う」と答えた保護者が全体の79.7%（小学校：81.3%、中学校：77.4%、高等学校：80.5%、特別支援学校：63.2%）でした。インターネットや携帯電話のメール等がいじめに結び付く可能性があると考えている保護者が多いことが分かります。

#### 【インターネットや携帯電話のメール等の使い方がいじめの原因や背景になることがある】 (保護者)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
そう思う	81.3%	77.4%	80.5%	63.2%
そう思わない	3.3%	4.1%	1.0%	5.3%
分からない	13.0%	15.5%	15.4%	21.1%
無回答	2.5%	3.0%	3.1%	10.5%

### ◆ いじめの防止や解決に向けて

いじめの原因や背景として、インターネットや携帯電話のメール等の使い方における問題点を指摘する一方で、インターネットや携帯電話などのメール等のマナーやルールの徹底が、いじめ防止や解決につながると考える保護者が、全体の57.2%（小学校：59.7%、中学校：54.5%、高等学校：52.9%、特別支援学校：73.7%）に上ります。また、具体的な内容として、どのようなことを学ぶとよいかについては、次のように回答しています。学校の取組を積極的に紹介しつつ、保護者と連携していくことが重要です。

#### 【具体的に何がインターネットや携帯電話を原因とするいじめの防止や解決につながると思うか】 (保護者・複数回答可)

学校でパソコンや携帯電話のマナーを学ぶ	71.8%
学校で思いやりの心を学ぶ	51.2%
パソコンや携帯電話を利用するルールを決める	55.6%
パソコンや携帯電話にフィルタリングをかける	73.3%
学校でパソコンや携帯電話の危険性を学ぶ	79.5%
学校で良いことや悪いことの正しい判断力を学ぶ	60.9%
パソコンや携帯電話の利用状況を保護者が確認する	70.7%
保護者の見えるところで利用する	49.7%

